

苫 前 町

津 波 避 難 計 画

平 成 2 6 年 1 0 月

苫 前 町

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 計画の修正.....	1
3 用語の意義.....	1
(1) 津波浸水予想地域.....	1
(2) 避難対象地域	1
(3) 避難目標地点	1
(4) 避難路、避難経路.....	1
(5) 避難場所、一時避難場所	1
(6) 避難困難地域	1
第2章 避難計画	2
1 津波到達予想時間の設定.....	2
2 津波避難計画.....	3
3 避難方法.....	4
第3章 初動体制（職員の参集等）	9
1 連絡・参集体制.....	9
2 配備体制	10
(1) 地震発生時.....	10
(2) 津波情報に伴う対応.....	11
3 津波情報等の収集・伝達.....	11
(1) 津波情報等の収集.....	11
(2) 報道関係機関の協力活動	12
(3) 機動力による連絡体制の確立	12
(4) 津波情報等の伝達.....	12
第4章 避難準備（避難行動要支援者）情報・避難勧告及び指示の発令	13
1 発令基準(案)	13
2 伝達方法	13
(1) 発令時期、避難指示の発令手順.....	13
(2) 伝達方法.....	14
第5章 津波対策の教育・啓発	15
1 津波に対する心得	15
2 啓発の手段.....	15
3 啓発の内容.....	15

第6章津波避難訓練の実施.....	16
第7章積雪・寒冷地対策.....	17
1 冬期道路交通の確保.....	17
2 避難対策、避難生活環境の確保.....	17
3 電力の確保.....	17
4 緊急通信ネットワークの確保.....	17
5 雪崩対策.....	17
6 水門等の作動の確保.....	17
7 救助・救出体制の強化.....	17
第8章その他の留意点.....	18
1 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策.....	18
(1) 情報伝達.....	18
(2) 施設管理者等の避難対策.....	18
(3) 津波啓発の実施.....	18
2 避難行動要支援者の避難対策.....	18
3 船舶に係る避難対策.....	18
(1) 避難が出来ない小型船舶.....	18
(2) 津波到達までの時間がない場合.....	18
(3) プレジャーボート等.....	18
4 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進.....	18
5 住民によるワークショップ.....	19
<資料>.....	21

第1章 総則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、町が指定するものをいう。

(3) 避難目標地点

津波の危険から、とりあえずの生命の安全を確保するために避難対象地域の外に定める地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。

(4) 避難路、避難経路

避難するための経路で、町や住民等が指定・設定するものをいう。

(5) 避難場所、一時避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に町が指定するものをいう。

(6) 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

※(4)を総称して「避難経路」、(3)、(5)を総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

1 津波到達予想時間の設定

本町では、道が作成した津波浸水予測図の結果を勘案し、本町への津波到達予想時間を28分とする。

想定津波	最大遡上高	影響開始時間 (±0.2m)	陸域被害 警戒時間 (+1.0m)	第1波の ピーク時間
北海道北西沖(沖側)	3.78m	60分	77分	78分
北海道北西沖(沿岸側)	3.54m	28分	30分	33分
神威岬沖	2.45m	57分	58分	58分



出典：平成21年 津波シミュレーション及び被害想定調査業務報告書

2 津波避難計画

避難対象地域、避難目標地点、避難路・避難経路、避難場所、一時避難場所、避難ビル等、避難ビル等に加え、今後の整備検討事項は次表のとおりとする。

避難対象地域名	65歳以上の人口	避難目標地点	避難場所	一時避難場所 避難ビル等	今後の 整備検討事項
興津 4世帯 10人	5人	昭和住民センター	● 苫前中学校 GH39.1m ● 苫前小学校 (建替後) GH30.9m ● 旭克雪センター GH36.8m		
豊浦 4世帯 4人	3人				
栄浜 21世帯 44人	19人	旭地区へ向かうの高台	● 苫前温泉ふわと GH23.0m	旭地区へ向かうの高台	
港 89世帯 167人	91人	苫前温泉ふわと 苫前福祉センター	● 昭和住民センター GH9.5m	苫前神社 総合グラウンド はまなす公園 福祉センター・駐輪場	避難階段の設置 道路(坂道)の手すり設置
三豊 5世帯 7人	6人	苫前小学校 苫前中学校			
上平 29世帯 52人	31人	香川転作研修センター	● 香川転作研修センター GH6.8m	上平神社の裏山 上平牧場	
香川 29世帯 90人	31人	香川転作研修センター		香川の高台(苫前橋北東部丘陵)	
力屋 87世帯 155人	84人	金龍寺	● 苫前町公民館 GH13.6m	グリーンウィンド ヒルパーク周辺 番屋の沢の丘陵 西浜北東部丘陵	避難階段の設置

3 避難方法

避難に当たって自動車等を利用することは、次の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、原則として徒歩によるものとするが、場合によっては、自動車等を使用した避難を可能なものとする。

(徒歩による避難とする理由)

- (1) 家屋の倒壊、落下物等により、車両が通行できないおそれがある。
- (2) 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等が発生し、円滑な避難を妨げるおそれがある。
- (3) 自動車等が徒歩による避難を妨げるおそれがある。

(自動車等を使用した避難を可能とする場合)

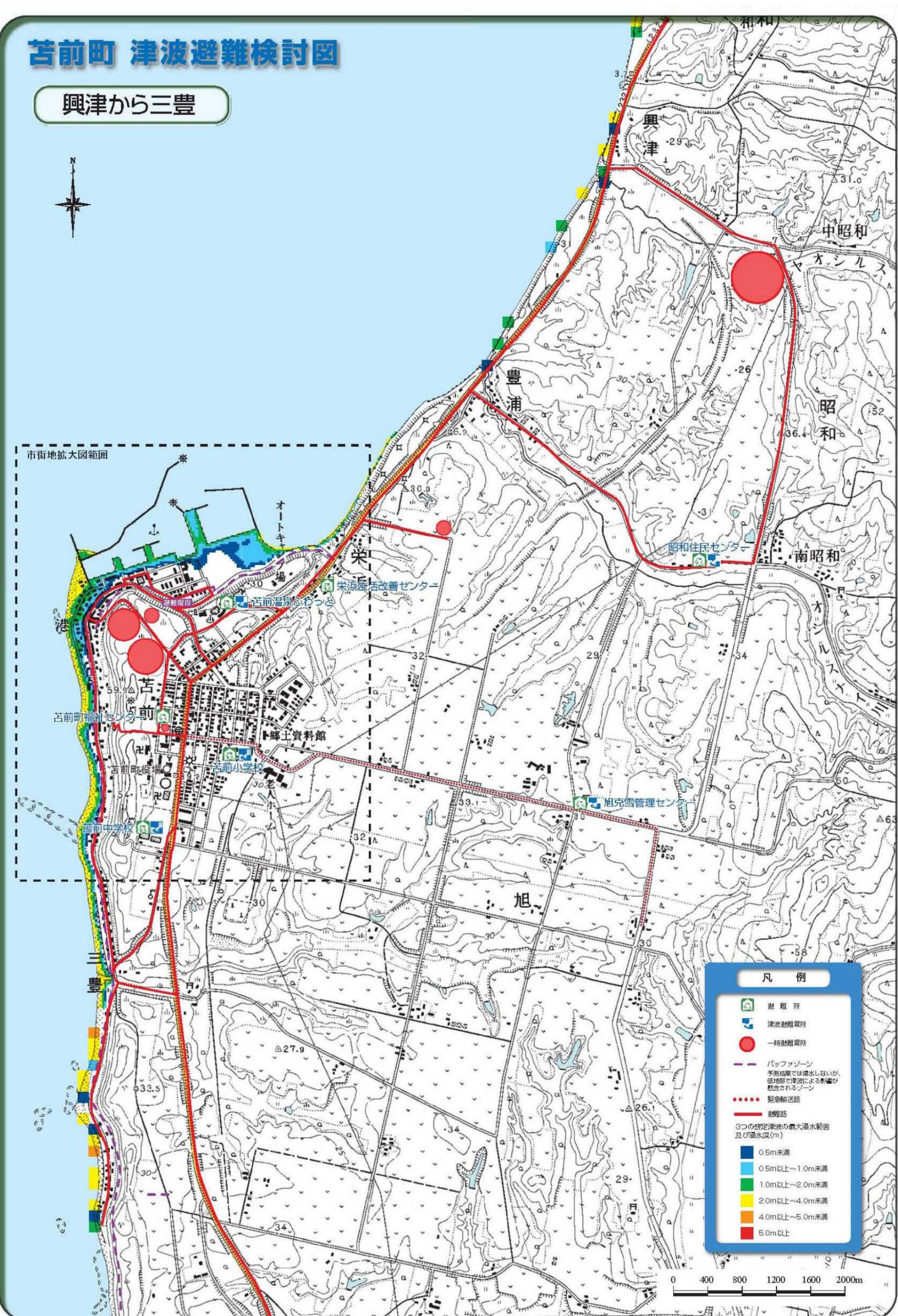
- (1) 高齢者等で徒歩での避難が困難な場合
- (2) 近効に適切な避難先が存在しない場合
- (3) 自動車を利用したことにより渋滞や交通事故等が発生するおそれや徒歩による避難を妨げるおそれがない場合

苫前町 津波避難検討図

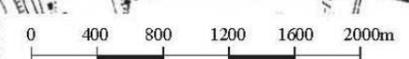
興津から三豊



市街地拡大図範囲

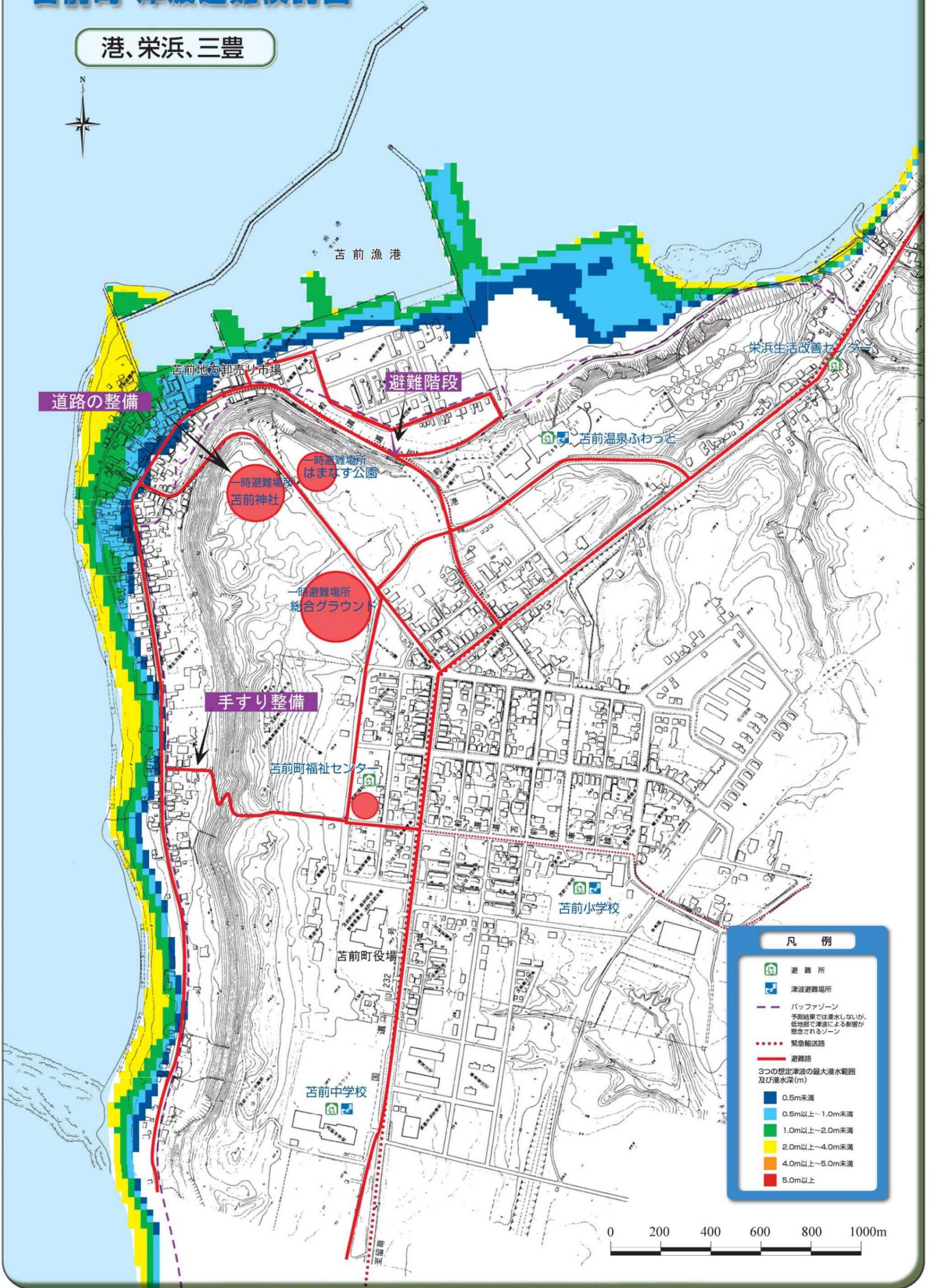


凡例	
	避難所
	津波避難場所
	一時避難場所
	バッファゾーン 予測結果では浸水しないが、 低地部で津波による影響が 懸念されるゾーン
	緊急輸送路
	避難路
3つの想定津波の最大浸水範囲 及び浸水深(m)	
	0.5m未満
	0.5m以上～1.0m未満
	1.0m以上～2.0m未満
	2.0m以上～4.0m未満
	4.0m以上～5.0m未満
	5.0m以上



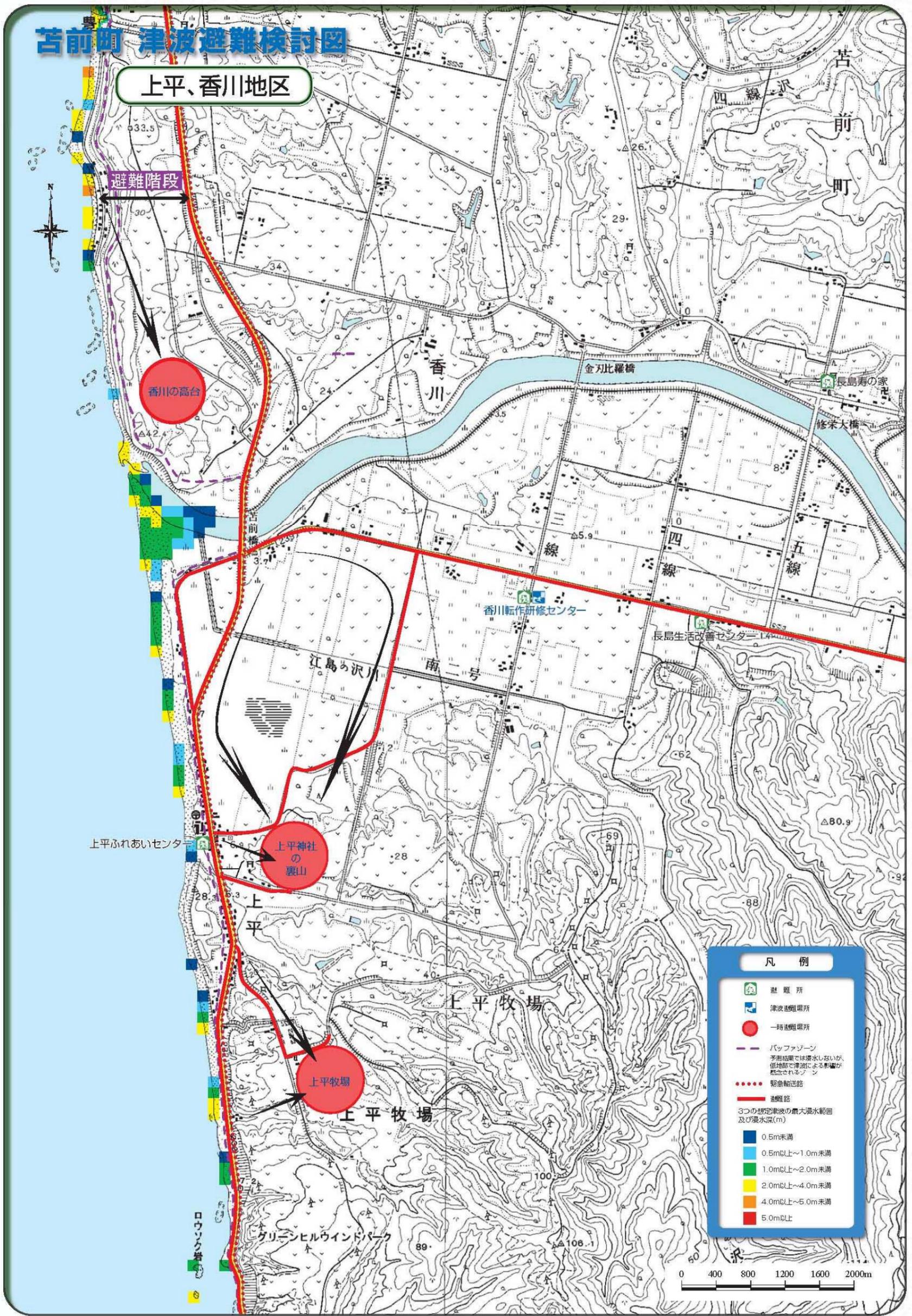
苫前町 津波避難検討図

港、栄浜、三豊



苫前町 津波避難検討図

上平、香川地区



苫前町 津波避難検討図

力屋地区



ロウソク岩

天谷の沢

屋の沢

屋

西浜

サカエノ沢川

鬼鹿豊浜

グリーンヒルウインドパーク

天谷の沢

屋の沢

金龍寺

屋

西浜

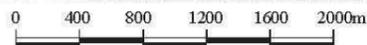
サカエノ沢川

鬼鹿豊浜

江島の沢川

番屋の沢川

凡例	
	避難所
	津波避難場所
	一時避難場所
	バッファゾーン 予測結果では浸水しないが、 低地部で津波による影響が 懸念されるゾーン
	緊急輸送路
	避難路
3つの想定津波の最大浸水範囲 及び浸水深(m)	
	0.5m未満
	0.5m以上～1.0m未満
	1.0m以上～2.0m未満
	2.0m以上～4.0m未満
	4.0m以上～5.0m未満
	5.0m以上

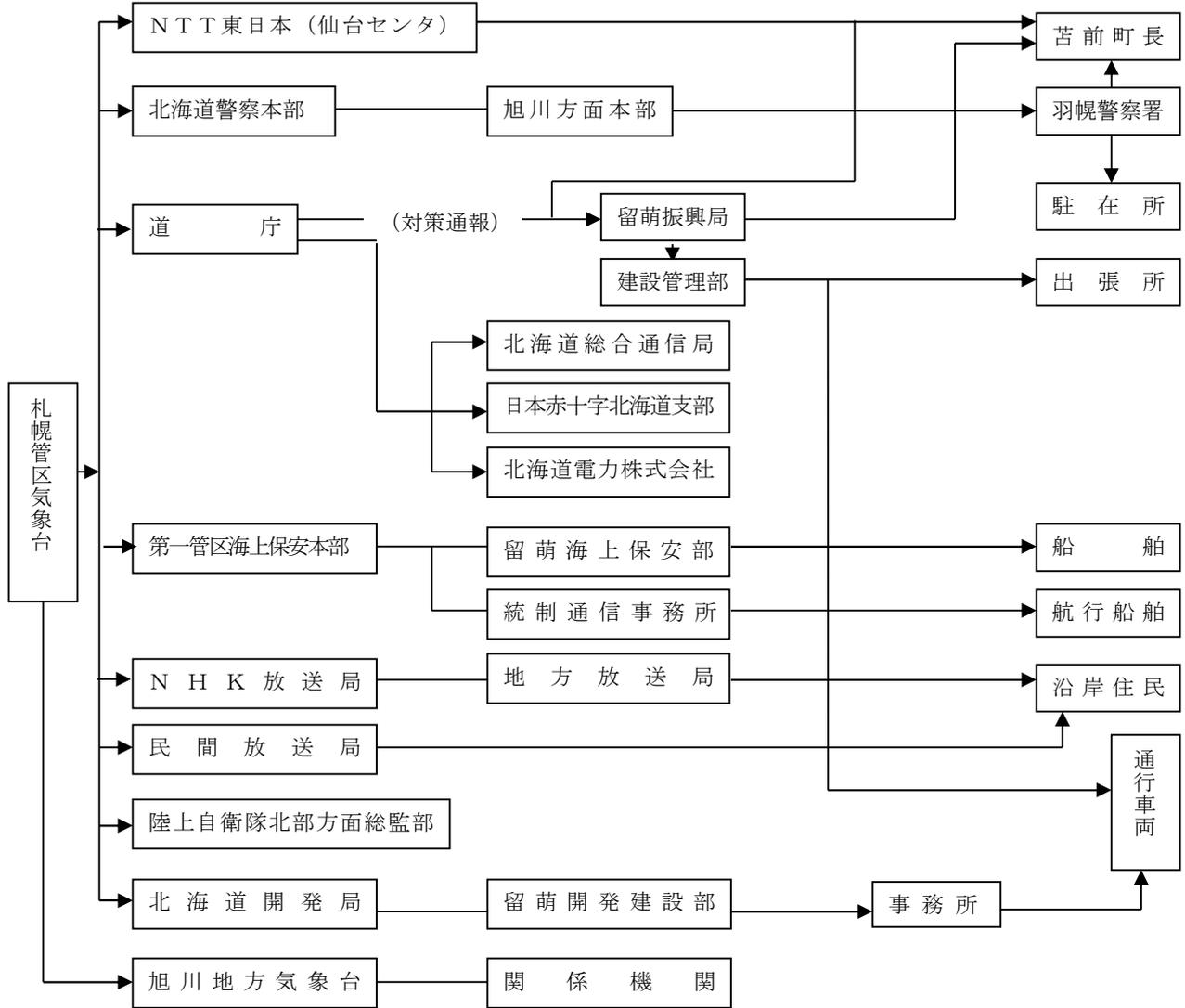


第3章 初動体制（職員の参集等）

1 連絡・参集体制

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団含む）の連絡・参集体制は「苫前町地域防災計画応急対策計画」に定めるもののほか、次による。

情報伝達系統図



2 配備体制

内容 配備	配備内容	配備時期	担当部等
第1非常配備	特に対応が必要とされる班の所要の人員で、情報収集及び連絡活動を円滑に行うことができ、状況に応じて次の配備体制に円滑に移行しうる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象業務法に基づく気象等に関する情報又は警報が発令されたとき。 2 町内に震度3以上の地震が発生したとき。 3 <u>北海道日本海沿岸北部に「津波注意報」が発令されたとき。</u> 4 その他、必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 	総務対策部 各部長等
第2非常配備	関係各班の所要の人員をもって当たるもので、災害発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 町内に震度4以上の地震が発生したとき。 3 その他、必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 	総務対策部 各部長等 関係各班の 所要班長 その他必要 な職員
第3非常配備	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が直ちにできる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 3 <u>北海道日本海沿岸北部に「津波警報」又は「大津波警報」が発令されたとき。</u> 4 予想されない重大な災害が発生したとき。 	全職員

【夜間休日等における対応】

(1) 地震発生時

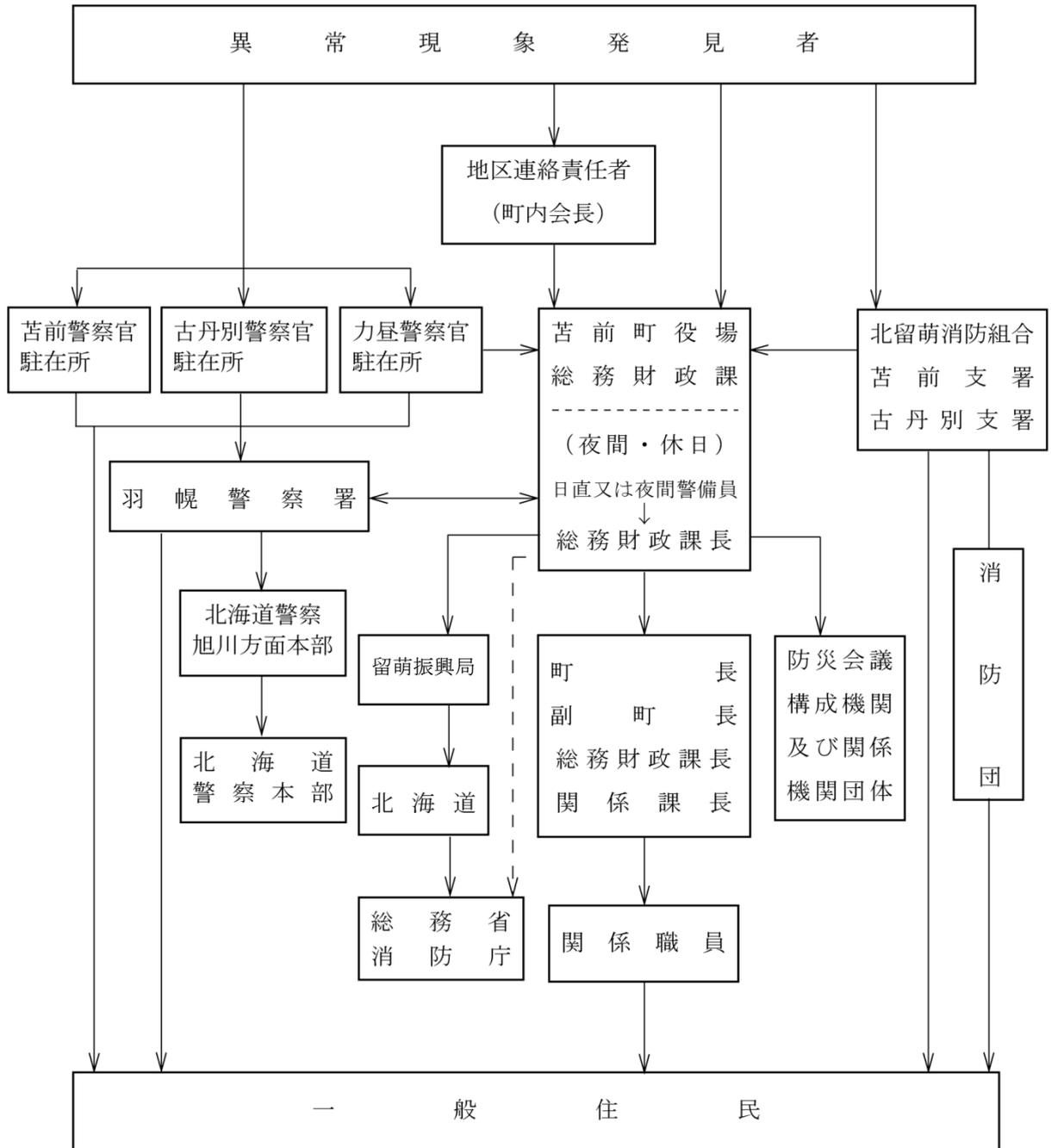
地震震度	対応内容
震度3	総務対策部関係職員（他の本部員：自宅待機）
津波警報も同時に発令されたとき	全職員
震度4	部長以上、総務対策部関係職員（他の班長：自宅待機）
津波警報も同時に発令されたとき	全職員
震度5弱以上	全職員

(2) 津波情報に伴う対応

- ア 津波注意報：総務対策部関係職員（場合によっては自宅待機）
- イ 津波警報：全職員
- ウ 大津波警報：全職員

3 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波情報等の収集



※ ---> は、直接即報基準に該当する火災・災害等

留萌振興局に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）また、119番通報の殺到状況時には、

その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。さらに、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。

(2) 報道関係機関の協力活動

放送局、新聞社等との情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は、本部長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知・要請・伝達等について最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努める。

(3) 機動力による連絡体制の確立

ア全通信機関が使用できないときは、ヘリコプター、車両等の機動力を動員し連絡体制を図るものとする。

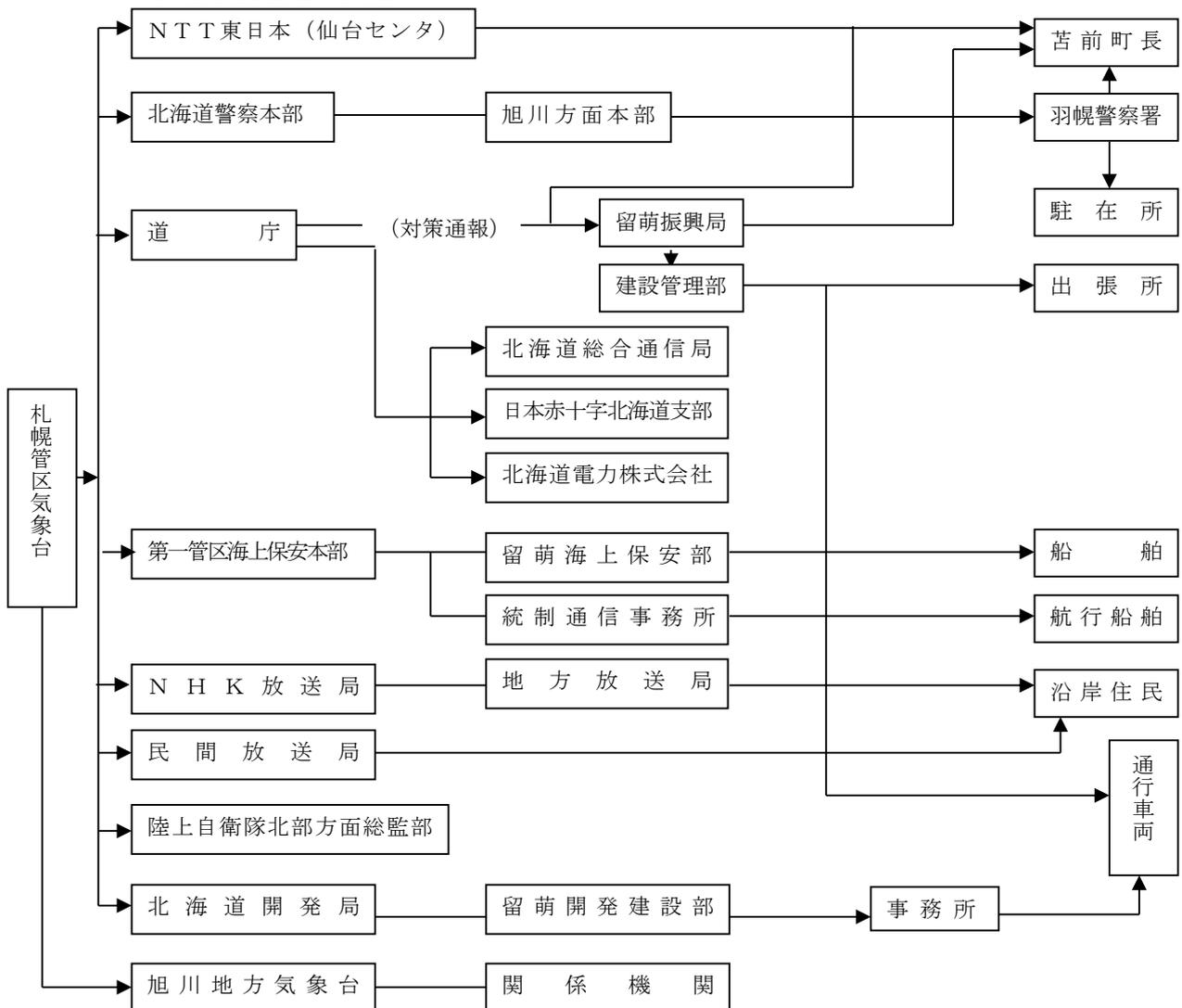
イ消防防災ヘリコプターの派遣は、北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室に要請するものとする。

ウ各地区の海面監視は以下の方法をもって行う。

- ・津波監視カメラ
- ・インターネット上の津波観測点（気象庁、海上保安庁）

エ避難住民は、町が効率的に住民の安否情報を収集するため、避難場所に避難した後、備え付けの機器により、安否（避難）情報を町に報告する。

(4) 津波情報等の伝達



第4章 避難準備（避難行動要支援者）情報・避難勧告及び指示の発令

1 発令基準(案)

種別	基準
自主避難の呼びかけ	1 津波注意報が発表され、町長が必要と認めるとき
避難勧告	1 強い地震（震度4程度以上）を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、町長が必要と認めるとき 2 津波注意報が発表され、町長が必要と認めるとき 3 津波警報が発表されたとき
避難指示	1 大津波警報が発表されたとき 2 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき

2 伝達方法

(1) 発令時期、避難指示の発令手順

発令基準に該当する事態を認知した場合は、速やかに町長が避難情報を発令し、町長が不在あるいは連絡が取れない場合は、その職務を副町長、総務財政課長の順位で代行する。

なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を町長以外の者が次のとおり実施する。

実施責任者	内容	根拠法令
町長	災害全般	災害対策基本法第 60 条
警察官	災害全般（ただし、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき）	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害全般（ただし、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき）	災害対策基本法第 61 条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により町の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災害対策基本法第 60 条
自衛官	災害全般（警察官がその場にいない場合に限る）	自衛隊法第 94 条

(2) 伝達方法

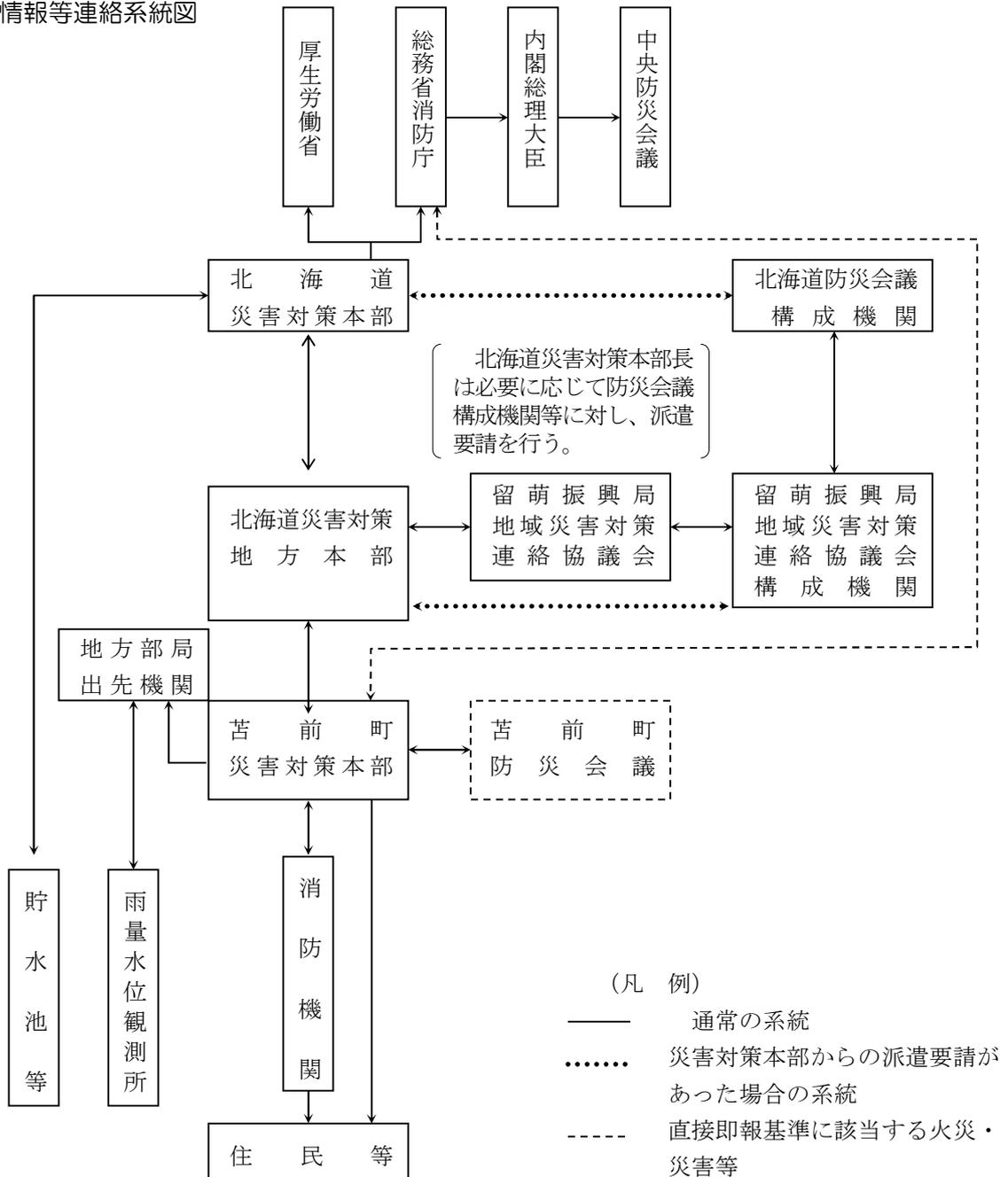
避難の勧告、指示の内容として、住民等に伝達する事項又は避難上の注意事項は、あらかじめ決めておき、伝達は次の内容を分かりやすく行うものとする。

- ア 避難先及びその場所名
- イ 避難経路（わかりやすく）
- ウ 避難勧告、指示の理由
- エ 注意事項（避難後の戸締り、携帯品は限られたものだけとする）

なお、伝達方法は、町、消防機関等の広報車による巡回、町ホームページ、IP告知端末、消防サイレンなど多様な手段によるものとする。

また、放送事業者（NHKその他民間放送局）に対しては、勧告・指示を行った旨を通知し、テレビ・ラジオによる放送の協力を依頼する。

災害情報等連絡系統図



第5章 津波対策の教育・啓発

津波防災の啓発において最も大切なことは、住民等に対して「自らの命は自らが守る」という観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底し、実行させることである。

また、津波対策は、平日と休日、昼間と夜間など時間や場所によって異なるため、その状況に応じた適切な行動を行うには、家族や地域間において常に話し合いを行い、情報を共有することが大切である。

このため、津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、啓発・教育を実施する。

1 津波に対する心得

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震があっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで気を緩めない。

津波に対する心得を住民等の心に止めておくために、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて、啓発・教育を実施する。

2 啓発の手段

テレビ・ラジオ、新聞などの公共マスメディアや広報誌、ホームページ等を活用する。

3 啓発の内容

津波に対する心得（避難路の確認、非常時における持ち物備など）、過去の津波被害記録、津波発生メカニズム、防災ハザードマップ、津波避難計画の内容など

4 啓発の場等

家庭、学校、地域社会（町内会、女性団体、青年団体等）や事業所等において津波防災啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、こうした人材の育成が重要である。このため、消防・防災行政や消防団の経験者、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災啓発の核となる人材を養成する。

第6章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するように努めるものとする。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施に配慮します。

また、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法・問題点等の検証を行う。

第7章積雪・寒冷地対策

1 冬期道路交通の確保

関係機関等が所管する緊急輸送道路や避難所のアクセス道路について、積雪や凍結により物資供給等が滞ることがないように、の除雪体制を確認する。また、道路の消融雪施設や流雪溝の整備状況を把握する。

2 避難対策、避難生活環境の確保

避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、積雪期を想定した資機材の備蓄に努めるとともに、燃料については、留萌地方石油業協同組合や北海道工ルピーガス災害対策協議会との防災協定に基づき優先的に確保する。

3 電力の確保

日頃から、北海道電力(株)との連携を密にし、電力の供給停止時における早急復旧体制を確保するとともに、避難所に必要となる発電機、懐中電灯等の必要物資の備蓄に努める。

4 緊急通信ネットワークの確保

日頃から、NTT東日本旭川支店と連携を密にし、電話回線故障時における早期復旧体制を確保するとともに、住民等への情報伝達は、消防サイレン、広報車や口頭により行うものとする。

5 雪崩対策

苫前町地域防災計画に定める雪崩危険箇所を重点的に、道路を所管する各機関は、防雪柵や周知のための表示板等を設置し、雪崩の防止対策を講ずる。

また、地震発生時には巡視警戒を行い、状況に応じ除雪の実施や通行規制など必要な対策を講じ、二次災害の発生を防止するとともに円滑な避難が行えるよう努める。

6 水門等の作動の確保

河川及び水門等の管理者と連携し、通年における作動環境の点検及び確保に努める。

7 救助・救出体制の強化

積雪時は、自力脱出困難者の救助・救出が困難となることが想定されることから、消防隊員の救助・救出技術の高度化や関係機関と連携した除雪体制の強化に努める。

第8章 その他の留意点

1 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策

観光協会や旅館・ホテル等の施設管理者と共同して、観光客、釣客等への避難対策に努める。

(1) 情報伝達

利用客への情報伝達マニュアル（いつ、誰が、何を（文案作成）、どのように（館内放送等の伝達手段）伝達するか）を定めておく。

また、屋外にいる者に対しては、消防サイレン等により伝達するとともに、海水浴場及び港湾施設への情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）の配備や、海の家等へ情報収集機器（ラジオ等）の設置を促すなど、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を定めるものとする。

(2) 施設管理者等の避難対策

海岸や川沿いの観光施設、宿泊施設にあっては、原則として観光客等を避難場所へ避難させる必要がある。また、他の場所から施設内へ避難してくることも考えられることから、施設の管理者等は、津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を定めておく。

(3) 津波啓発の実施

避難所や避難場所を示した案内看板等の設置や観光施設、宿泊施設にハザードマップ等を配布するなど、地理不案内の観光客等に対する啓発に努める。

2 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して避難行動の援助について定める。

3 船舶に係る避難対策

船舶の避難に係る基本的事項を次のとおり定める。

(1) 避難が出来ない小型船舶

避難できない小型船舶は、高い所に引き上げて固縛こばくするなど最善の措置をとる。

(2) 津波到達までの時間がない場合

津波が到達するまでに時間がないと予想される場合、船舶は放置して避難する（船舶の港外避難、小型船舶の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。）。

(3) プレジャーボート等

プレジャーボート等、時期によって海域を航行又は係留する船舶が増加すること、また、河川においては、津波の遡上をも考慮した上で、津波発生時の情報伝達や船舶を完全に係留させた上で、避難行動を行う。

4 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。

5 住民によるワークショップ

苫前町津波避難誘導計画ワークショップ報告書による。

<資料>

津波避難計画策定に係るワークショップ参加者

町内会	参加者氏名
栄浜	石井 正気
栄浜	運上 ミネ子
港	小野 善市
港	能登 大助
港	越後 勝生
港	西田 清一
港	大阪 かすみ
上平	清水 辰雄
上平	木田 幸子
上平	松村 一孝
上平	赤松 龍男
力屋	瀬戸 詔隆
力屋	鈴木 光雄
力屋	艸山 忠雄
力屋	鈴木 剛一
力屋	笹森 武
力屋	年代 昭一
力屋	米村 粕一
力屋	佐々木 雅洋
力屋	午来 繁夫
力屋	佐藤 真一

苫 前 町 津 波 避 難 計 画

発 行 日 平成 2 6 年 1 0 月

発 行 北海道苫前郡苫前町

調査・編集 株式会社 ぎょうせい

苫 前 町 役 場

〒078-3792

北海道苫前郡苫前町字旭 37 番地の 1

電 話 : 0164-64-2211

ファックス : 0164-64-2142

